

# 淀川水系ダム洪水調節機能 協議会の規約の変更につい て

## 淀川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

### (設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「淀川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

### (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、淀川水系における、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム、一庫ダム、日吉ダム、室生ダム、箕面川ダム、滝川ダム、喜撰山ダム、余呉湖ダム、日野川ダム、石田川ダム、宇曽川ダム、青土ダム、姉川ダム、野洲川ダム、蔵王ダム、上津ダム、永源寺ダム、宮奥ダム、真泥ダム、犬上川ダム、須川ダム、安威川ダムを対象とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要なダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、近畿地方整備局河川部河川管理課及び琵琶湖河川事務所流域治水課、大戸川ダム工事事務所調査設計課、淀川河川事務所管理課、猪名川河川事務所工務課、木津川上流河川事務所管理課、淀川ダム統合管理事務所広域水管理課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和3年9月30日から施行する。

令和4年6月1日改正

令和5年6月14日改正

令和6年5月21日改正

令和7年5月30日改正

別表 1

< 構成員 >

近畿地方整備局 河川部 地域河川調整官  
近畿地方整備局 淀川河川事務所長  
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長  
近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長  
近畿地方整備局 猪名川河川事務所長  
近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長  
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長  
東海農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官  
近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官  
近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長  
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官  
三重県 農林水産部 農業基盤整備課長  
三重県 県土整備部 河川課長  
滋賀県 農政水産部耕地課 農業基盤管理推進室長  
滋賀県 土木交通部流域政策局 水源地域対策室長  
滋賀県 土木交通部流域政策局 流域治水政策室長  
滋賀県 企業庁 経営課 計画管理室長  
京都府 建設交通部 水道政策課長  
京都府 建設交通部 河川課長  
大阪府 都市整備部 河川室長  
兵庫県 土木部 河川整備課長  
兵庫県 土木部 総合治水課長  
兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所長  
兵庫県 阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長  
兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所長  
兵庫県企業庁 水道課長  
奈良県 県土マネジメント部 河川整備課長  
奈良県 県土マネジメント部 奈良土木事務所長  
奈良県 県土マネジメント部 宇陀土木事務所長  
奈良県広域水道企業団 事業部 計画課長  
名張市 上下水道部 浄水室長  
伊賀市 上下水道部 水道施設課長  
甲賀市、湖南市、栗東市、守山市、野洲市 甲賀市 産業経済部 農村整備課長  
甲賀市 上下水道部 上水道課長  
大阪市 水道局 工務部 品質管理担当課長  
池田市 上下水道部 浄水課長  
守口市水道局 施設課長

枚方市 上下水道局 上下水道部 浄水課長  
尼崎市 公営企業局 水道部 水道計画課長  
伊丹市上下水道局 整備保全室 浄水課長  
川西市上下水道局 水道技術監  
奈良市 企業局 事業部 送配水管理センター所長  
宇陀市 農林商工部 農林課長  
山添村 環境衛生課長  
奈良市、天理市、宇陀市、山添村 山添村 農林建設課長  
阪神水道企業団 技術部 浄水計画課長  
大阪広域水道企業団経営管理部 経営企画課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 施設管理課長  
中部電力株式会社 三重水力センター 業務課長  
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 京都水カセンター 所長  
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 大津水カセンター 所長  
いぶき水力発電株式会社 代表取締役  
近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町日野川用水施設管理協議会 事務局長  
上野土地改良区 理事長  
青蓮寺用水土地改良区 事務局長  
犬上川沿岸土地改良区 理事長  
野洲川土地改良区 事務局長  
愛知川沿岸土地改良区 専務理事  
日野川流域土地改良区 専務理事  
大和高原北部土地改良区 事務局長

<オブザーバー>

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長  
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

(案)

## 淀川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「淀川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、淀川水系における、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム、一庫ダム、日吉ダム、室生ダム、箕面川ダム、滝川ダム、喜撰山ダム、余呉湖ダム、日野川ダム、石田川ダム、宇曽川ダム、青土ダム、姉川ダム、野洲川ダム、蔵王ダム、上津ダム、永源寺ダム、宮奥ダム、真泥ダム、犬上川ダム、須川ダム、安威川ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要なダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2. 事務局は、近畿地方整備局河川部河川管理課及び琵琶湖河川事務所流域治水課、大戸川ダム工事事務所調査設計課、淀川河川事務所管理課、猪名川河川事務所工務課、木津川上流河川事務所管理課、淀川ダム統合管理事務所広域水管理課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和3年9月30日から施行する。

令和4年6月1日改正

令和5年6月14日改正

令和6年5月21日改正

令和7年5月30日改正

令和8年5月 日改正

別表 1

< 構成員 >

近畿地方整備局 河川部 河川保全管理官  
近畿地方整備局 淀川河川事務所長  
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長  
近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長  
近畿地方整備局 猪名川河川事務所長  
近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長  
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長  
東海農政局 地方参事官  
近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官  
近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長  
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官  
三重県 農林水産部 農業基盤整備課長  
三重県 県土整備部 河川課長  
滋賀県 農政水産部耕地課 農業基盤管理推進室長  
滋賀県 県土整備部 流域政策局 水源地域対策室長  
滋賀県 県土整備部 流域政策局 流域治水政策室長  
滋賀県 企業庁 経営課 計画管理室長  
京都府 建設交通部 水道政策課長  
京都府 建設交通部 河川課長  
大阪府 都市整備部 河川室長  
兵庫県 土木部 河川整備課長  
兵庫県 土木部 総合治水課長  
兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所長  
兵庫県 阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長  
兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所長  
兵庫県企業庁 水道課長  
奈良県 県土マネジメント部 河川整備課長  
奈良県 県土マネジメント部 奈良土木事務所長  
奈良県 県土マネジメント部 宇陀土木事務所長  
奈良県広域水道企業団 事業部 計画課長  
名張市 上下水道部 浄水室長  
伊賀市 上下水道部 水道施設課長  
甲賀市、湖南市、栗東市、守山市、野洲市 甲賀市 産業経済部 農業振興課長  
甲賀市 上下水道部 上水道課長  
大阪市 水道局 工務部 品質管理担当課長  
池田市 上下水道部 浄水課長  
守口市水道局 施設課長

枚方市 上下水道局 上下水道部 浄水課長  
尼崎市 公営企業局 水道部 水道計画課長  
伊丹市上下水道局 整備保全室 浄水課長  
川西市上下水道局 副局長  
奈良市 企業局 事業部 送配水管理センター所長  
宇陀市 農林商工部 農林課長  
山添村 環境衛生課長  
奈良市、天理市、宇陀市、山添村 山添村 農林建設課長  
阪神水道企業団 技術部 浄水管理課長  
大阪広域水道企業団経営管理部 経営企画課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 施設管理課長  
中部電力株式会社 三重水力センター 業務課長  
関西電力株式会社 水力事業本部 京都水カセンター 所長  
関西電力株式会社 水力事業本部 大津水カセンター 所長  
いぶき水力発電株式会社 代表取締役  
近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町日野川用水施設管理協議会 事務局長  
上野土地改良区 理事長  
青蓮寺用水土地改良区 事務局長  
犬上川沿岸土地改良区 理事長  
野洲川土地改良区 事務局長  
愛知川沿岸土地改良区 専務理事  
日野川流域土地改良区 常務  
大和高原北部土地改良区 事務局長

<オブザーバー>

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長  
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

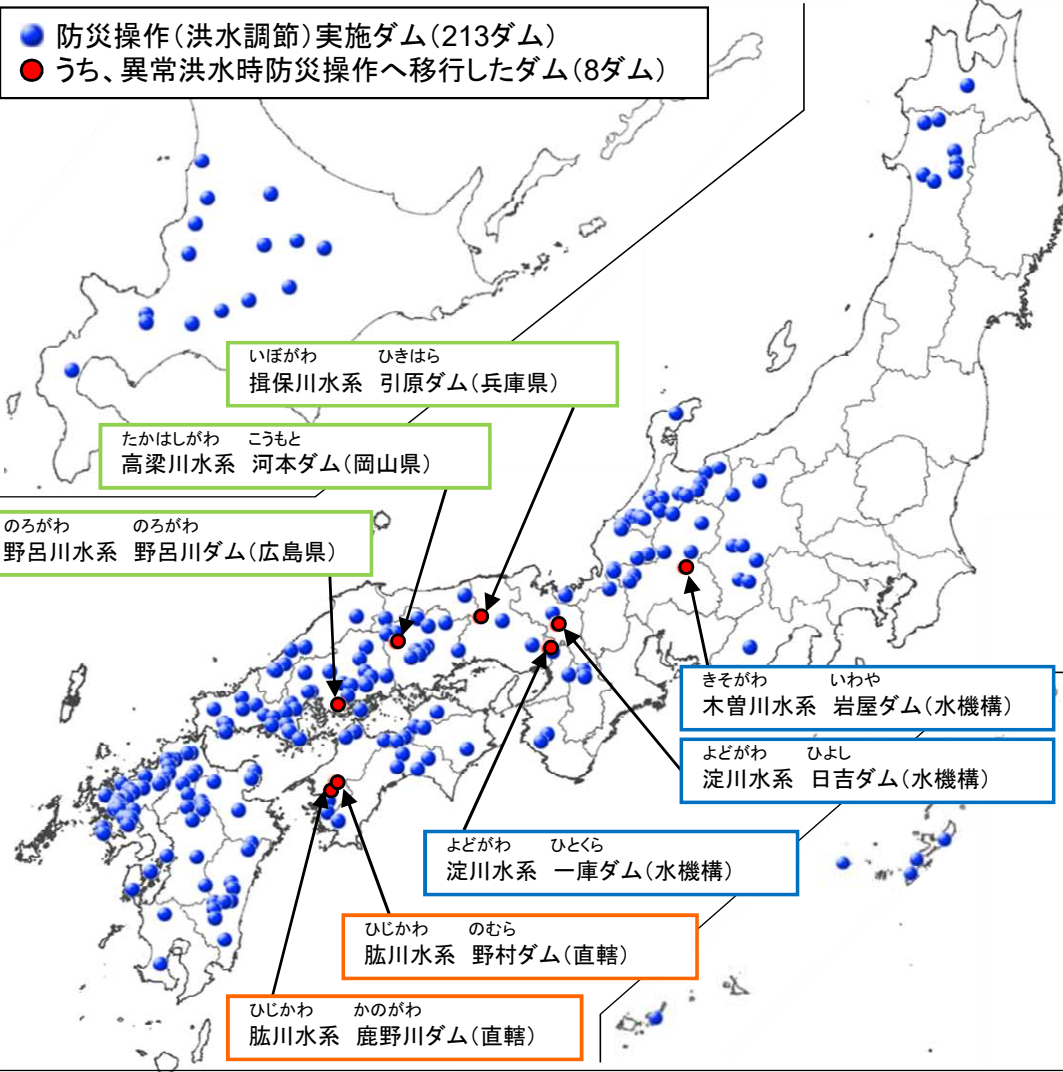
# 事前放流の経緯について

# 平成30年7月豪雨と令和元年台風第19号のダム操作の状況

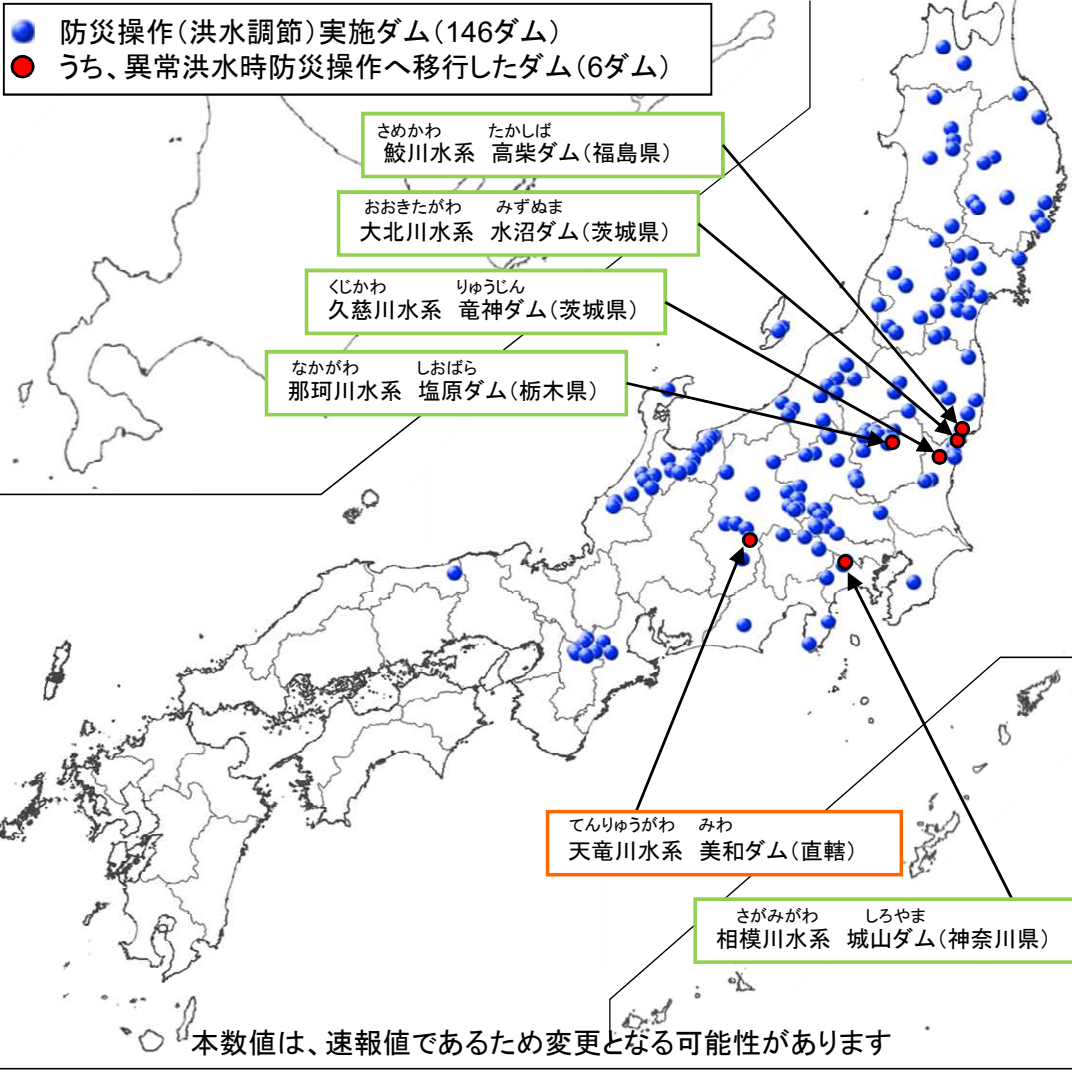
## ○ 国土交通省所管ダムにおける防災操作(洪水調節)実施状況の比較

- ・平成30年7月豪雨では、213ダムで洪水調節を実施し、8ダムで異常洪水時防災操作へ移行。
- ・令和元年台風第19号では、146ダムで洪水調節を実施し、6ダムで異常洪水時防災操作へ移行。

### 平成30年7月豪雨



### 令和元年10月 台風第19号

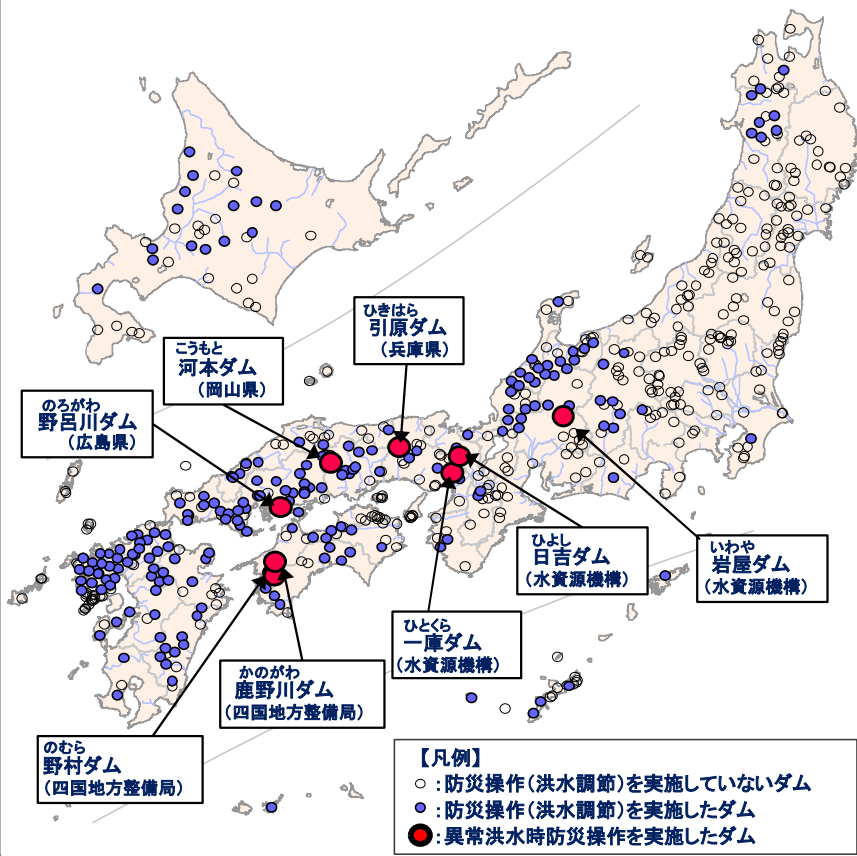


# 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて ～「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言～

●平成30年7月豪雨を踏まえ、気候変動の影響等により今後も施設規模を上回る異常洪水が頻発することが懸念される中、そうした事態に備え、より効果的なダムの操作や有効活用の方策、ダムの操作に関わるより有効な情報提供等のあり方について、ハード・ソフト両面から検討することを目的に検討会を設置。3回の検討会を開催し、提言をとりまとめ。

## <平成30年7月豪雨のダムの防災操作(洪水調節)の状況>

国土交通省所管ダム558ダムのうち213ダムで洪水調節を実施し、被害の軽減・防止効果を発揮。そのうち、8ダムにおいては、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量(放流量)とする異常洪水時防災操作に移行。



## 【委員】

加藤孝明 東京大学生産技術研究所 准教授  
佐々木隆 国土技術政策総合研究所河川研究部水環境研究官  
角 哲也 京都大学 防災研究所 教授 <委員長>  
関谷直也 東京大学大学院情報学環 准教授  
中北英一 京都大学 防災研究所 教授  
森脇 亮 愛媛大学大学院理工学研究科 教授  
矢守克也 京都大学 防災研究所 教授

## 【スケジュール】

9月27日  
第1回検討会  
(現状と課題)  
11月2日  
第2回検討会  
(骨子案)  
11月27日  
第3回検討会  
(とりまとめ案)

## 平成30年7月豪雨におけるダムに関する主な論点

- 異常豪雨によってダムの洪水調節容量を使い切ってしまうことに対し、
  - ・事前放流により、より多くの容量を確保できないか
  - ・異常洪水時防災操作に移行する前の通常の洪水調節段階により多くの放流ができないか
  - ・気象予測に基づく操作を行うことはできないか
- ダムの操作に関わる情報が住民の避難行動に繋がっていないことに対し、
  - ・平常時から浸水等のリスク情報を提供し、認識の共有を図ることが必要ではないか
  - ・情報提供を「伝える」から「伝わる」、さらには「行動する」ように変えることが必要ではないか
  - ・情報提供を市長村長の判断に直結するよう変えることが必要ではないか

## 対策の基本方針

- ①ハード対策(ダム再生等)とソフト対策(情報の充実等)を一体的に推進
- ②ダム下流の河川改修とダム上流の土砂対策、利水容量の治水への活用など、流域内で連携した対策
- ③ダムの操作や防災情報とその意味を関係者で共有し避難行動に繋げる

出典:「第3回異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」資料より

# 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて ～「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言～

## ○対応すべき内容 ～より効果的なダムの操作や有効活用～

方策	課題	対応すべき内容
Ⅰ. 洪水貯留準備操作(事前放流)による、より多くの容量の確保	降雨量等の予測精度(数日前)、貯水位が回復しなかった場合の渇水被害リスク、利水者の事前合意	利水者との調整等による洪水貯留準備操作(事前放流)の充実 洪水貯留準備操作(事前放流)の高度化に向けた降雨量やダム流入量(数日前)の予測精度向上
	利水容量内の放流設備の位置や放流能力等の制約	洪水貯留準備操作(事前放流)を充実させるためのダム再生の推進
Ⅱ. 異常洪水時防災操作に移行する前の通常の防災操作(洪水調節)の段階で、より多くの放流	下流河川の流下能力不足による制約	洪水調節機能を有効に活用するためのダム下流の河川改修の推進
	貯水位が低い時点の放流能力等による制約	利水容量の治水活用による洪水調節機能の強化 洪水調節機能を強化するためのダム再生の推進
Ⅲ. 気象予測に基づく防災操作(洪水調節)	降雨量・ダム流入量予測(数時間前)の精度	防災操作(洪水調節)の高度化に向けた降雨量やダム流入量(数時間前)の予測精度向上
	予測が外れた場合のリスク 地域の認識共有	気象予測等に基づくダム操作の高度化を行う場合の環境整備等の対応
Ⅳ. 洪水調節容量の増大	ダム型式、地形、地質・施工条件等の制約(ダムかさ上げ等) 他の目的を持つ容量の振替	ダムの適切な維持管理・長寿命化の推進(容量を確保するための土砂対策等)
		利水容量の治水活用による洪水調節機能の強化【再掲】
		洪水調節機能を強化するためのダム再生の推進【再掲】
※全体に関連		ダムの操作規則の点検
		ダム下流河川の改修やダム再生等により可能となる操作規則の変更
		ダムの洪水調節機能を強化するための技術の開発・導入
		気候変動による将来の外力の増大(降雨パターンの変化等を含む)への対応

※凡例  : 直ちに対応すべきこと  : 速やかに着手して対応すべきこと  : 研究・技術開発等を進めつつ対応すべきこと

# 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて ～「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言～

## ○対応すべき内容 ～より有効な情報提供や住民周知～

方策	課題	対応すべき内容
V. 平常時からの 情報提供 ～認識の共有～	ダム下流の浸水想定図等が作成 されていない	ダム下流河川における浸水想定図等の作成
		ダム下流の浸水想定等の充実と活用(市街地における想定浸水深等の表示等)
	ダムの機能や操作等が十分に認 知されていない	ダムの操作に関する情報提供等に関わる住民への説明
		ダムの操作に関する情報提供等に関わる住民説明の定例化
情報が災害時の適切な行動に十 分活用されていない	ダムの洪水調節機能を踏まえた住民参加型の訓練	
	ダムの洪水調節機能を踏まえた住民参加型訓練の定例化	
VI. 緊急時の住民への情報 提供 ～「伝える」から「伝わる」、 「行動する」へ～	緊急性や切迫感が十分に伝わっ ていない	洪水時のダムの貯水池の状況を伝えるための手段の充実や報道機関への情報提供
		緊急時に地域の住民にとって有用となる防災情報ツールの共有
		異常洪水時防災操作へ移行する際の放流警報の内容や手法の変更
		ユニバーサルデザイン化された防災情報の提供、伝わりやすい防災用語の検討
	ダム貯水池の状況が十分に伝 わっていない	プッシュ型配信等を活用したダム情報の提供の充実
		ダムに関する情報伝達手法に関する技術開発
		水害リスクを考慮した土地利用
	防災情報が利用されていない	放流警報設備等の改良
		放流警報設備等の施設の耐水化
		電力供給停止時におけるダム操作に必要な電源等の確保
VII. 緊急時の市町村 への情報提供 ～判断につながる 情報提供～	市町村長が避難情報の発令を判 断するために必要となる情報やそ の意味と伝達されるタイミング	大規模氾濫減災協議会へのダム管理者の参画
		避難勧告等の発令判断を支援するためのトップセミナーの開催
		避難勧告等の発令判断を支援するためのトップセミナーの定例化
		避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化
	ダム情報と避難情報の発令の関 係の明確化	ダムの洪水調節機能を踏まえた避難勧告着目型タイムラインの整備
		ダムの洪水調節機能を踏まえた避難勧告着目型タイムラインの充実

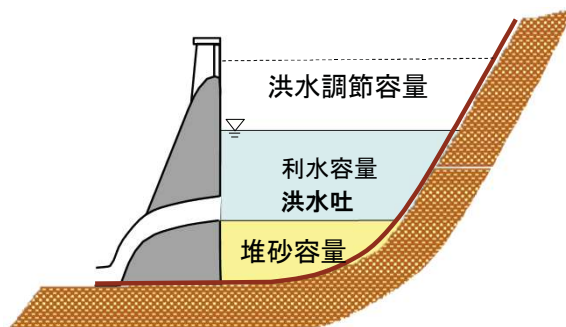
※凡例  : 直ちに対応すべきこと  : 速やかに着手して対応すべきこと  : 研究・技術開発等を進めつつ対応すべきこと

# 多くの用途に使われている我が国のダム状況

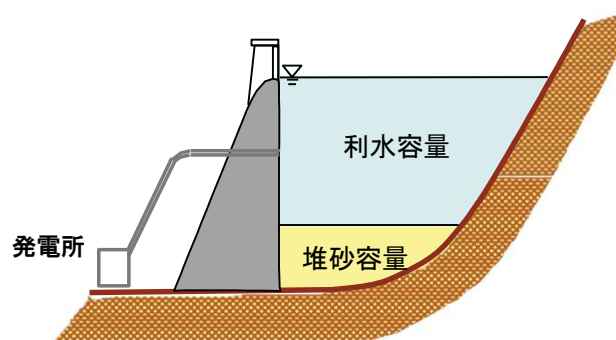
○全国の治水等（多目的）ダム、利水ダムには、約180億m<sup>3</sup>の水を貯めることが可能（※1）であるが、水力発電、農業用水、水道等のために必要な水を貯めておくための容量が大きく、河川の氾濫の防止を目的として洪水を貯めるために確保している容量（※2）はダム全体の約3割（約55億m<sup>3</sup>）にとどまっていたところ

※1 有効貯水容量  
※2 洪水調節容量

○治水等(多目的)ダムの貯留模式図



○利水ダムの貯留模式図



全国の治水等(多目的)ダムの容量

ダム数	洪水調節容量 (百万m <sup>3</sup> )	利水容量 (百万m <sup>3</sup> )	合計 (百万m <sup>3</sup> )
570	5,509	5,985	11,494

全国の利水ダムの容量

ダム数	洪水調節容量 (百万m <sup>3</sup> )	利水容量 (百万m <sup>3</sup> )	合計 (百万m <sup>3</sup> )
900	0	6,790	6,790

→ 合計: 約 55億m<sup>3</sup>(約3割)

→ 合計: 約180億m<sup>3</sup>

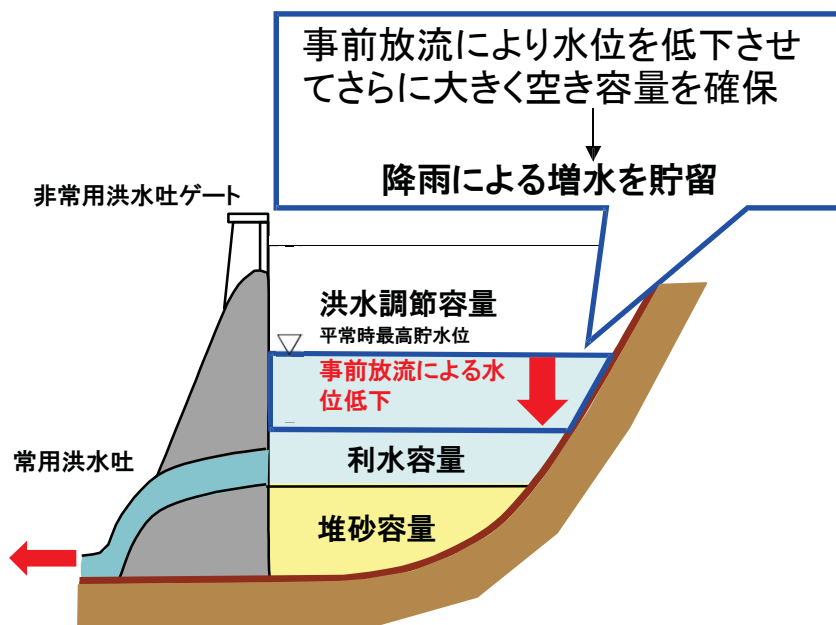
※令和2年4月時点

※気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会 資料より

# 洪水調節機能の強化(事前放流)

- 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量も活用して、治水の計画規模や河川（河道）の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害を防止・軽減する取組を関係省庁と連携して実施。
- 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量には、通常、水が貯められていることから、台風の影響などにより大雨となることを見込まれる場合に、大雨の時により多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げ、「事前放流」を行う。

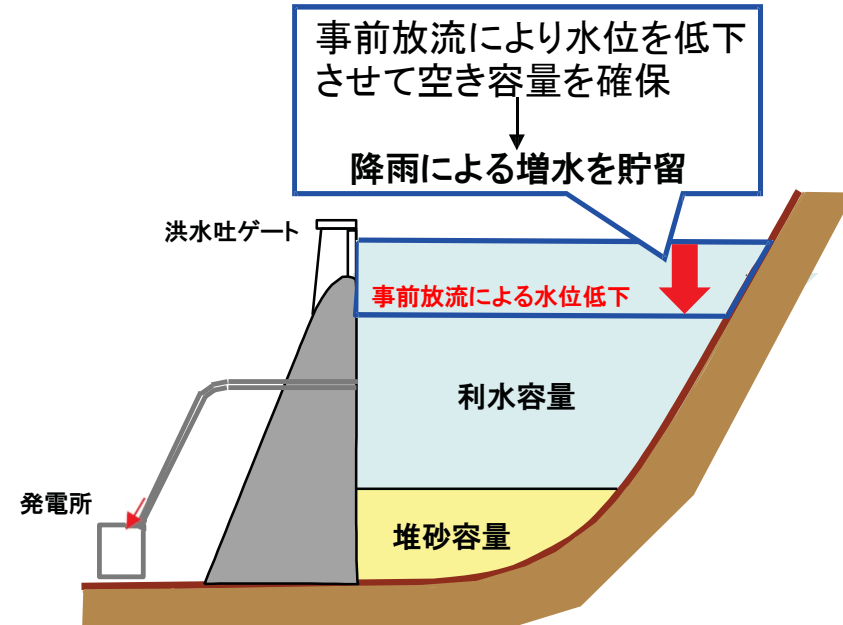
## 治水等(多目的)ダムにおける事前放流



事前放流により洪水調節が可能な時間をより長く確保

➡ ダムが満水になり流入量をそのまま放流することとなる異常洪水時防災操作を回避・軽減

## 利水ダムにおける事前放流



これまでの洪水を貯留する容量がなかったが、事前放流により可能な限り洪水を貯留

※気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会 資料より

# 関係省庁の連携による事前放流の実施の枠組み

- 水力発電、農業用水、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムを対象として、ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を政府として策定(令和元年12月)
- 基本方針に基づき、令和2年の出水期から、新たな取り組みとしてダムの「事前放流」を実施

## ○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議 (令和元年11月26日設置)

(構成員)

議長: 内閣総理大臣補佐官(国土強靱化等)  
議長代理: 内閣官房副長官補(内政)  
副議長: 国土交通省水管理・国土保全局長  
構成員: 厚生労働省医薬・生活衛生局長(上水道)  
農林水産省農村振興局長(農業用水道)  
経済産業省経済産業政策局長(工業用水道)  
資源エネルギー庁長官(水力発電)  
気象庁長官  
オブザーバ: 内閣府政策統括官(防災担当)

## ○既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(抜粋) (令和元年12月12日)

台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、**全ての既存ダムを対象に**検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、**国管理の一級水系**について、**令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに**、**都道府県管理の二級水系**についても、**令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し**、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

## 取組経緯

- (令和元年)
- ・11月26日 政府に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」を設置
  - ・12月12日 政府として既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針を策定
- (令和2年)
- ・4月22日 **事前放流ガイドラインを策定(国土交通省)**
  - ・5月末 **ダムのある1級水系(99水系)において治水協定に合意**
  - ・8月末 **ダムのある2級水系のうち、近年に水害が生じた水系や貯水容量が大きなダムがある水系(86水系)において治水協定に合意**
- (令和3年)
- ・4月末 **ダムのある2級水系のうち、海に近いダムのように事前放流の効果が見込めないダムしかない水系を除いた水系(321水系)において治水協定に合意**

※気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会 資料より

# 治水協定締結ダム(目的別)

○令和5年3月時点で、全国1,444ダムで協定を締結。

目的	所管	管理者	ダム数	合計
治水等 (多目的)	国土交通省	国土交通省	106	570 (約4割)
		水資源機構	24	
		都道府県(土木部局)	440	
利水	エネルギー省所管	電力会社、都道府県(企業局)等	391(※)	874 (約6割)
	農水省所管	農政局、都道府県(農林部局)、 土地改良区 等	416(※)	
	厚労省所管	都道府県(水道部)、市町村 (水道部)等	56(※)	
	経産省所管	都道府県企業局 等	11(※)	

※ 複数の目的を有するダムの場合、ダム管理者の属性で整理。

計:1,444ダム

※令和5年3月31日時点

※気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会 資料より

# ダム洪水調節機能協議会

## 【設立の背景】

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされた。

また、ダム洪水調節機能協議会が設立されたことにより、協議会構成員に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務が生じ、より既存ダムの洪水調節機能の強化が図られる体制が整備された。

## 【協議会の目的】

協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

# ダム洪水調節機能協議会

## 【協議会の実施事項】

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。



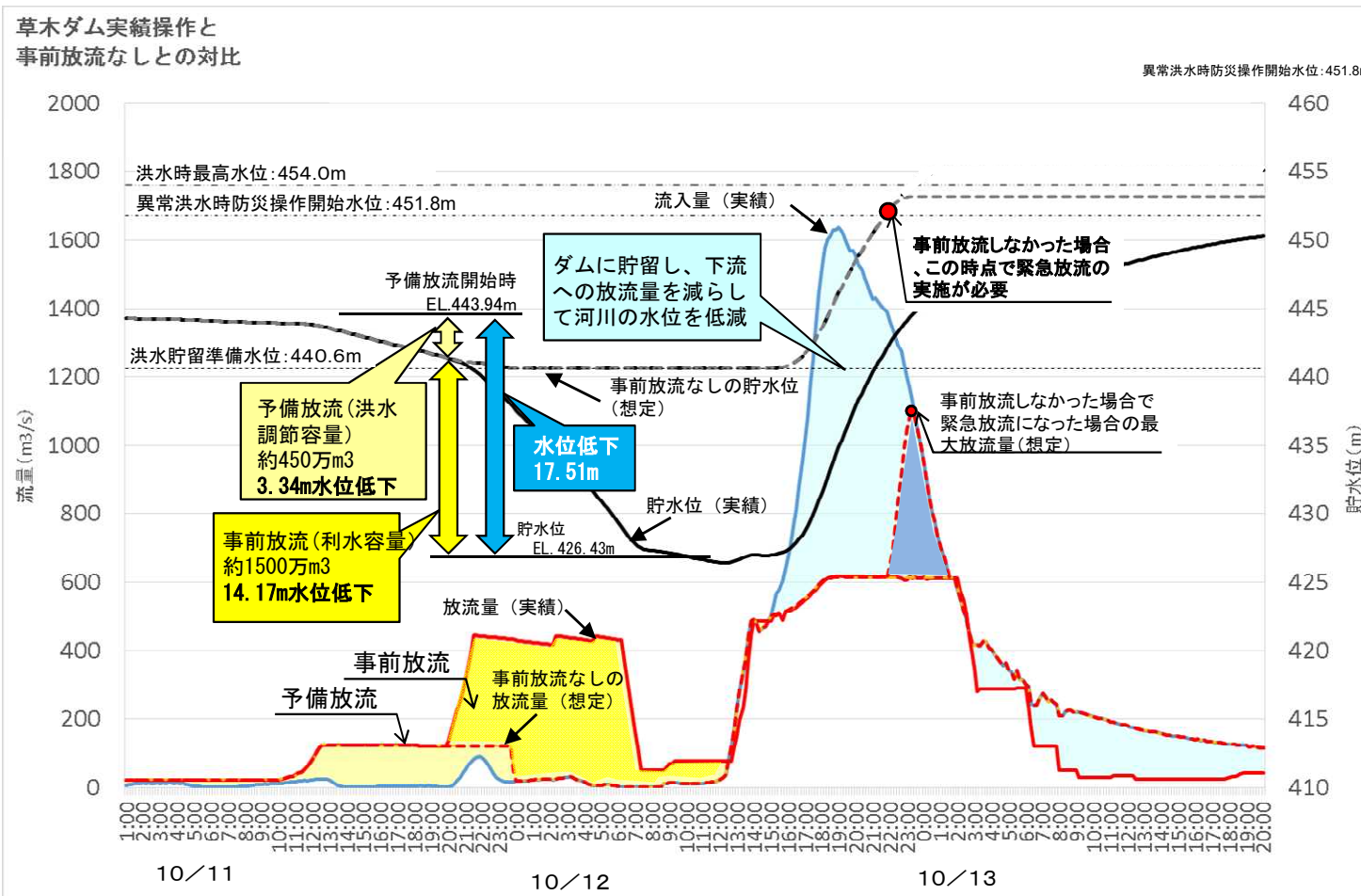
●事前放流の実施体制、連絡体制を確立するとともに、各水系毎にダム洪水調節機能協議会規約等に基づき、出水期までにダム洪水調節機能協議会を開催する。ただし、上記の実施事項を遂行するために、必要に応じて協議会を複数回開催することは妨げない。

# 事前放流の効果について

# 利根川水系 草木ダムの効果(令和元年台風19号)

- 台風19号による大規模な洪水に備えて利水容量の事前放流を実施し、水位を低下。これにより、ダムへの流入量ピーク時に洪水調節容量を超える量の貯留が可能となり、異常洪水時防災操作(いわゆる緊急放流)を回避。
- 具体には、洪水調節容量は2000万 $m^3$ (有効貯水容量の約4割)であるところ、約1500万 $m^3$ の**利水容量の事前放流(有効貯水容量の約3割)**を実施(水位を約14.2m低下)して、貯留容量を追加的に確保。
- 利水容量の事前放流を行わなかった場合、異常洪水時防災操作が必要となる貯水位を超えていたと想定。

草木ダム洪水調節実績と事前放流を実施しなかった場合(想定)



①洪水調節前(10/12 9:30頃)  
EL.427.04m

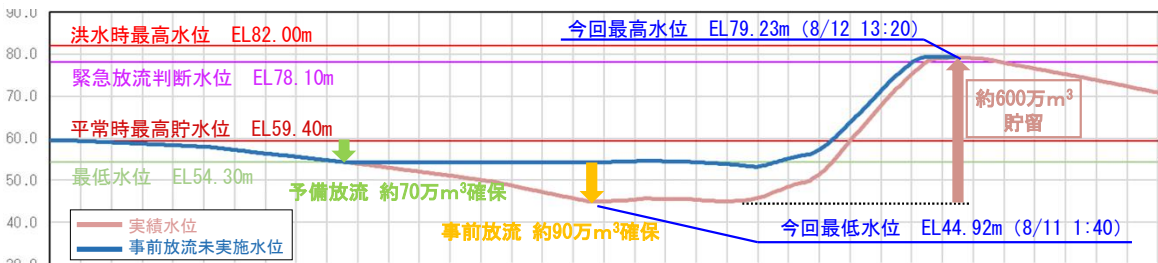
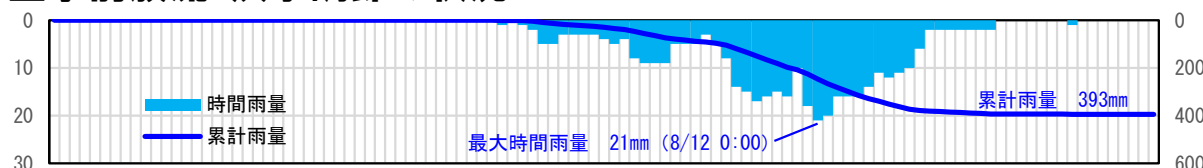


②洪水調節後(10/13 8:00頃)  
EL.446.72 m

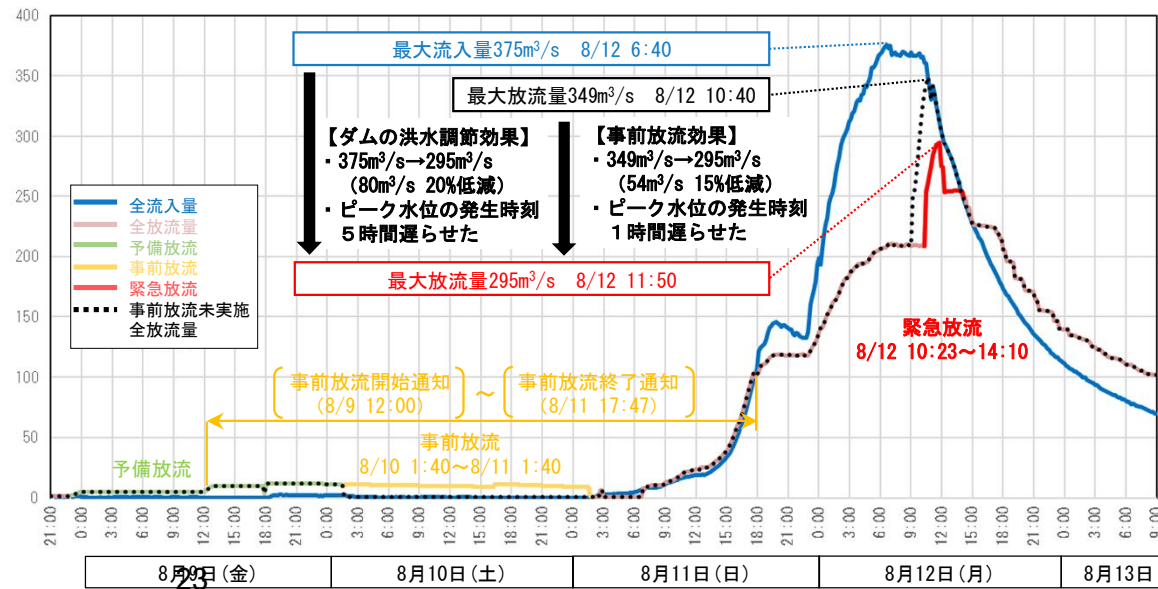
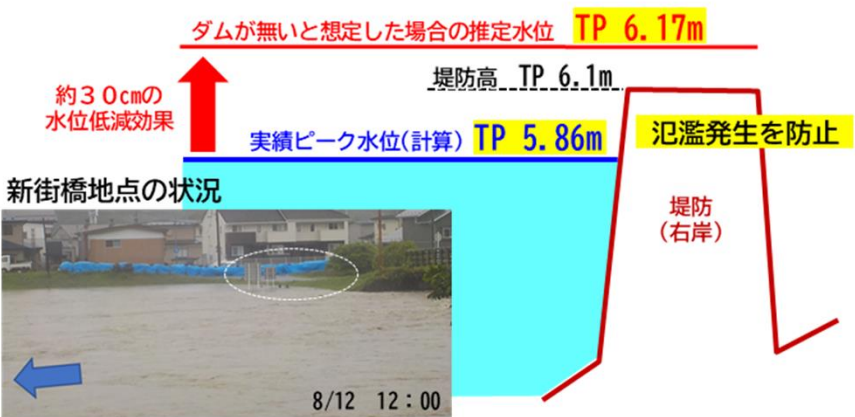
- 久慈川水系長内川(二級河川)の滝ダムでは、台風第5号による豪雨に備え、予備放流を実施し洪水調節容量600万m<sup>3</sup>を確保、更に事前放流により約90万m<sup>3</sup>の容量を追加で確保し、洪水調節を実施した。
- 計画を上回る大雨により緊急放流に移行したものの、洪水調節により洪水のピーク時の375m<sup>3</sup>/sを295m<sup>3</sup>/sへ80m<sup>3</sup>/s(約20%)低減させ、下流河川の水位低減、洪水による浸水被害防止に効果を発揮した。
- 上記洪水調節によりピーク水位の発生時刻を約5時間遅らせ、水防活動や避難行動に要する時間を確保した。
- また、事前放流の効果として、最大放流量を54m<sup>3</sup>/s抑え、緊急放流の開始時刻を約1時間遅らせた。
- 事前放流及び洪水調節により、新街橋地点において約30cmの水位低減効果があり、氾濫発生を防ぐことができた。



**事前放流・洪水調節の状況**



**長内川 新街橋地点の水位低減効果**



# 令和7年度の事前放流の実施 状況について(近畿・全国)

**令和 7 年は、全国の延べ 41 ダムで事前放流を実施！**  
～利水者の協力のもと、洪水に備え、既存ダムを活用し容量を確保～

令和 2 年度以降、利水者の協力のもと、全国のダムで事前放流の実施体制を整え、洪水に備えています。

令和 7 年は、令和 6 年に比べ台風が日本近郊で発生し、勢力が発達せず通過したこと等により、事前放流実施ダムが減少しましたが、全国の延べ 41 ダムでの事前放流の実施により、洪水調節容量に加え、約 1.1 億 m<sup>3</sup> の容量を確保し、台風等による洪水に対応しました。

＜令和 7 年における事前放流の実施状況（概要）＞

	令和 7 年	(参考) 令和 6 年
治水等多目的ダム	17 ダム	101 ダム
利水ダム	24 ダム	83 ダム
合計	41 ダム	184 ダム

【別紙】

- ・ 令和 7 年における事前放流の実施状況（総括）
- ・ 古座川水系七川ダムの事前放流及び洪水調節による治水効果（令和 7 年 8 月 6 日からの大雨）

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 流水企画室 三輪、井出

代表 03-5253-8111（内線 35472、35495）、直通 03-5253-8449

# 令和7年における事前放流の実施状況(総括)

- 令和7年は、全国の、のべ41ダムで事前放流を実施したことにより約1.1億m<sup>3</sup>の容量を確保し、洪水に備えた。  
(令和7年6月9日～令和7年9月5日)
- そのうち、利水ダムではのべ24ダムで事前放流を実施したことにより約0.7億m<sup>3</sup>の容量を確保。

## ＜令和7年に事前放流を実施したダム数と確保容量の内訳＞

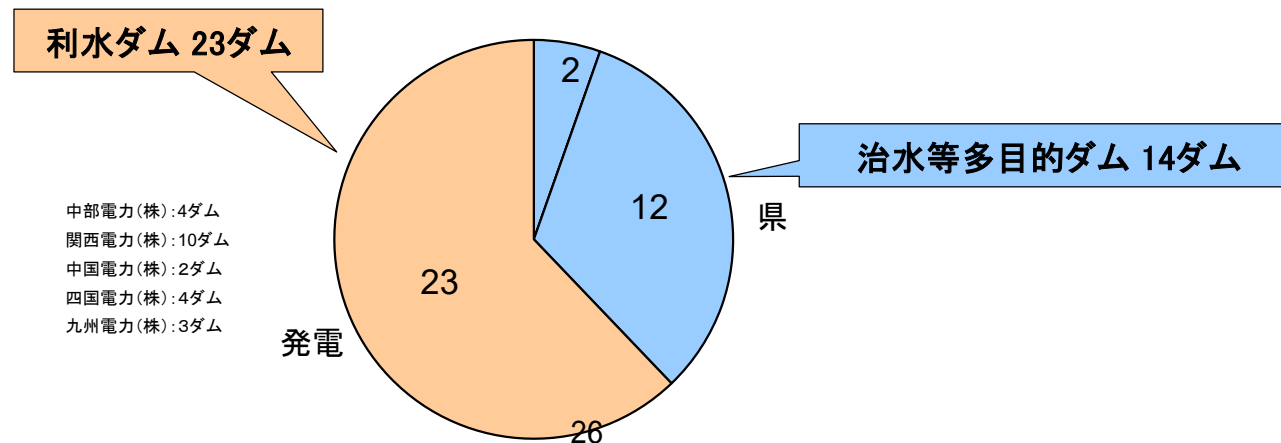
令和7年12月末時点

名称	区分	令和7年の主な降雨						合計 (ダム数の括弧書きは 重複除きの数)
		6月9日 からの大雨	7月14日 からの大雨	8月6日 からの大雨	台風第12号 (8月21日～)	9月2日 からの大雨	台風第15号 (9月3日～)	
治水等多目的ダム	ダム数	2	1	6	1	1	6	17 (14)
	確保容量 (万m <sup>3</sup> )	224	55	1,494	1	1	1,955	3,730 【0.37億】
利水ダム	ダム数	1	0	18	0	0	5	24 (23)
	確保容量 (万m <sup>3</sup> )	16	0	2,631	0	0	4,138	6,785 【0.68億】
合計	ダム数	3	1	24	1	1	11	41 (37)
	確保容量 (万m <sup>3</sup> )	240	55	4,125	1	1	6,093	10,515 【1.05億】

※この他、上記の主な降雨に関連し「すでに水位が低下し、事前放流の容量を確保していたダム」が全国で、のべ261ダムで容量を確保(約11.2億m<sup>3</sup>)

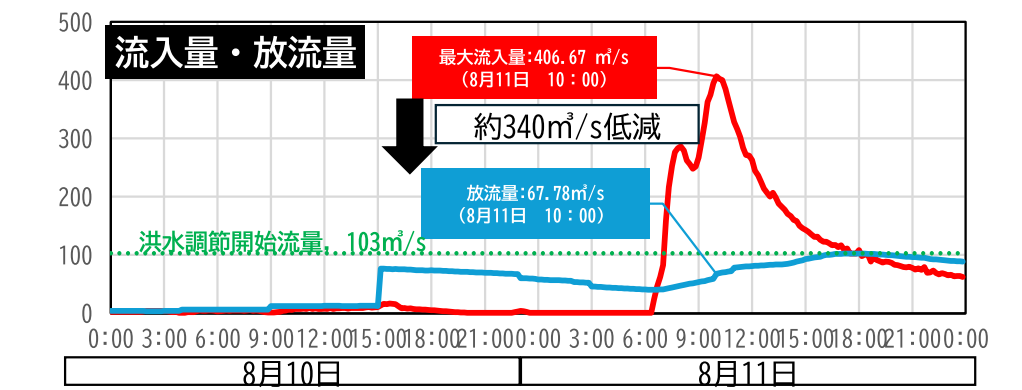
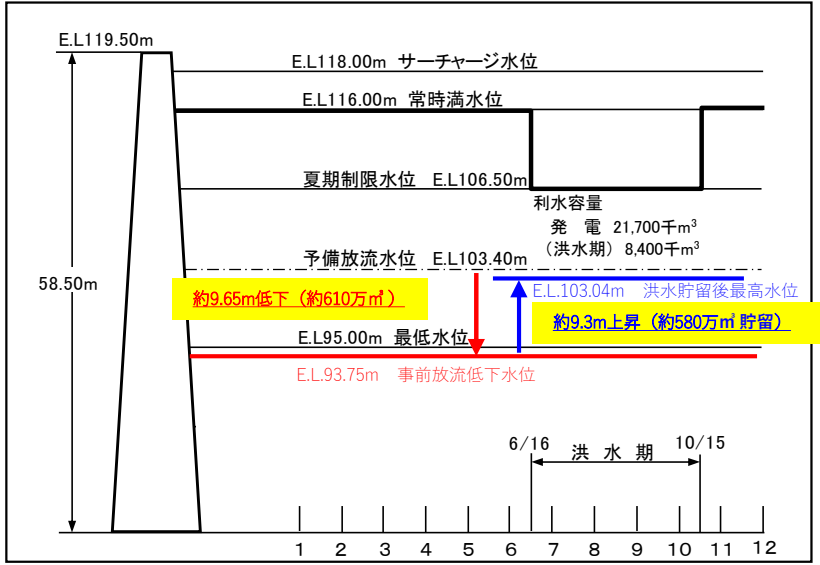
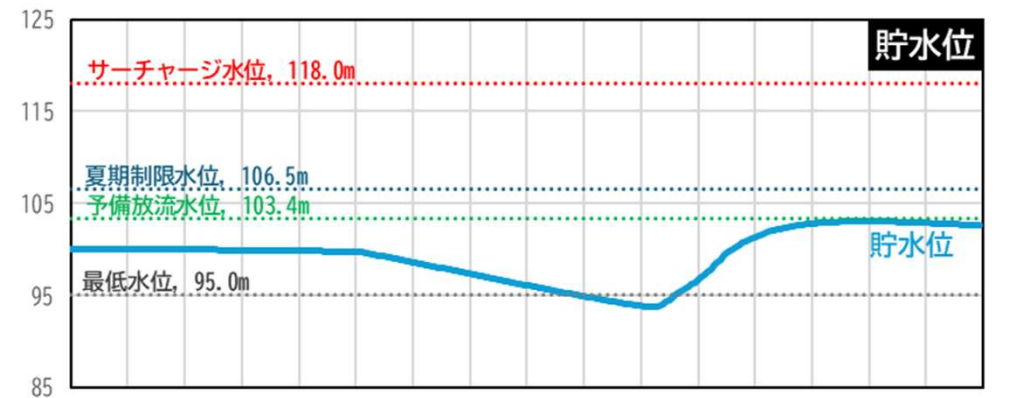
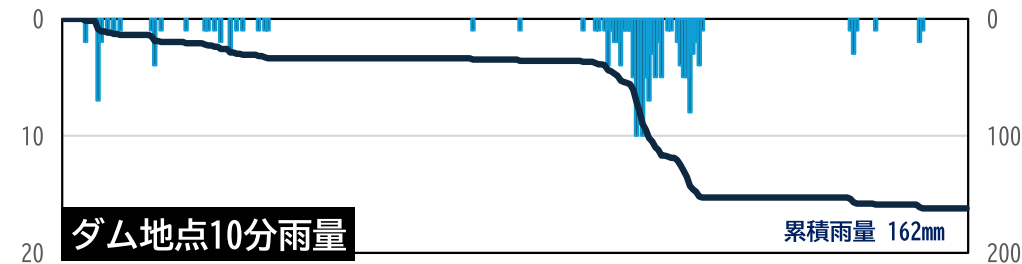
## ＜令和7年に事前放流を実施した37ダム(重複除き)の管理者＞

国土交通省



- 8月6日からの大雨により、二級水系古座川水系古座川で和歌山県が管理する七川ダム地点において、162mm(8月10日1時~11日22時)の累積雨量を観測。
- 洪水調節容量の2,000万 $m^3$ に加え、利水者(関西電力(株))協力のもと、事前放流によりダムの貯水位約9.65m低下させ、更に約610万 $m^3$ を確保した。
- 七川ダムでは最大流入量約407 $m^3/s$ を観測したが、洪水調節を実施しダムに洪水を貯留したことから、下流へ流れる洪水の量を約68 $m^3/s$ に抑え、約8割低減し、下流の水位低減効果に寄与した。

**位置図**



# 令和7年8月前線に伴う大雨

---

# 令和7年度事前放流の実施状況について

・8月前線による大雨に備え、近畿管内では1ダムで事前放流を実施。  
1ダムで、すでに事前放流の容量を確保。



**事前放流実施ダム**

**古座川水系**

しちかわ  
七川ダム(古座川)【和歌山県】

**すでに事前放流の容量を確保済のダム**

**淀川水系**

きせんやま  
喜撰山ダム(宇治川)【関西電力(株)】

**凡例**

- 国土交通省管理ダム
- 府県管理ダム
- 水資源機構管理ダム
- 利水ダム

# 令和7年台風15号に伴う大雨

---

# 令和7年度事前放流の実施状況について

・9月の前線と台風15号の大雨に備え、近畿管内の1ダムで事前放流を実施。  
5ダムで、すでに事前放流の容量を確保。

**事前放流実施ダム**

**古座川水系**  
しちかわ  
七川ダム(古座川)【和歌山県】



すでに事前放流の容量を確保済のダム

**由良川水系**  
とよとみ  
豊富ダム(榎原川)【豊富用土地改良区】

**淀川水系**  
かみつ  
上津ダム(遅瀬川)【近畿農政局】

みどろ  
真泥ダム(日野川)【上野土地改良区】

**大和川水系**  
しらかわ  
白川ダム(高瀬川)【奈良県】

てんり  
天理ダム(布留川)【奈良県】

**凡例**

- 国土交通省管理ダム
- 府県管理ダム
- 水資源機構管理ダム
- 利水ダム

# 利水ダムの放流施設の整備 等に対する補助制度について

## 利水ダム治水機能施設整備費補助

### 令和8年度 募集要領

(令和9年度実施分)

#### ■応募受付期間

令和8年4月9日(木) ～ 令和8年6月30日(火)  
午後5時必着

#### ■問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 佐藤、魚津  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館 1F  
連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 35-662、35-574)  
03-5253-8453 (直通)

< 目次 >

I. 事業の概要

1. 背景・目的	1
2. 事業内容	
2. 1 補助対象事業	1
2. 2 補助対象ダム	1
2. 3 補助対象事業者	1
2. 4 補助対象経費	1
2. 5 補助金額	1

II. 事業の実施

1. 事業の公募について	
1. 1 公募手続き	2
1. 2 事業の評価・審査	2
1. 3 事業の採択	3
1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い	3
1. 5 事業の変更	3
2. 補助金の交付について	
2. 1 交付申請	3
2. 2 交付における留意事項	4
3. 事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1 実績報告	4
3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	4
3. 3 事業の効果等に係る報告	4
3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力	4
3. 5 情報の取り扱い等	4

【別添資料】

利水ダム治水機能施設整備費補助（変更）申請書	別添 1
事業計画書	別添 1 別紙
利水ダム治水機能施設整備費補助実施フロー	別添 2

## I 事業の概要

### 1. 背景・目的

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

令和元年12月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、全ての既存ダムで事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行い、新たな運用を開始しているところです。

対象となった既存ダムの中には、治水機能を有していない利水ダムもありますが、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流によって、水災害の被害を軽減することとしています。

しかし、利水ダムは、発電等の目的のために高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管も小規模であることから、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムもあります。

こうした状況を踏まえ、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を実施します。

## 2. 事業内容

### 2. 1 補助対象事業

利水ダム設置者が実施する放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）であって、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

### 2. 2 補助対象ダム

一級河川又は二級河川に設置された利水ダムを対象とします。

### 2. 3 補助対象事業者

利水ダム設置者（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

### 2. 4 補助対象経費

補助金交付の対象経費は、放流施設の整備等に関する経費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

### 2. 5 補助金額

補助対象経費の1/2以内とします。ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水

ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

(予算の範囲内での補助となります)

## II 事業の実施

### 1. 事業の公募について

#### 1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

##### ■令和8年度応募受付期間

・令和9年度実施分

令和8年4月9日(木)～令和8年6月30日(火)午後5時必着

##### ■応募書類

別添1の申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

##### ■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館1F

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 魚津

電話：03-5253-8111 (内線 35-574)

03-5253-8453 (直通)

##### ■応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールにて提出をお願いします。なお送付先アドレスは上記提出先まであらかじめお問い合わせください。紙または電子媒体(CD-R等)での持参、郵送(書留郵便に限る。)による提出を妨げるものではありません。

持参の場合、令和8年4月9日(木)～令和8年6月30日(火)まで午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

##### ■特記事項

1級河川のうち都道府県知事が管理する区間又は2級河川に設置された利水ダムを対象とする場合、当該利水ダムが設置された区間を管理する都道府県と事前に調整した上で応募してください。

#### 1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

#### <評価・審査の観点>

- ① 整備内容、事業工期、概算事業費等が妥当であること
- ② 事前放流の強化による一定の治水効果が見込めるものとして、事前放流開始後48時間以内に事前放流による洪水調節可能容量を約50万m<sup>3</sup>以上増加させるものであること
- ③ 事業完了後、ダムが適切に実施される見込みがあること（事業完了後の事前放流の実施について、操作規程に反映する予定であること等）
- ④ 住民避難等に資するためのダム情報の連絡体制が妥当であること
- ⑤ 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結している、または締結する予定であること。
- ⑥ その他必要と認められる事項

### 1. 3 事業の採択

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し、事業主体に対し書面により通知します。その際、補助金額の予定額（当年度執行限度額）を通知します。

事業採択の通知後、補助金の活用を辞退することは出来ませんのでご注意ください。

### 1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

### 1. 5 事業の変更

やむを得ず事業の内容等を変更する必要がある場合には、別添1の変更申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

## 2. 補助金の交付について

### 2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

なお、申請に要する費用は申請者の負担とします。

## 2. 2 交付における留意事項

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

事業採択後であっても、国は交付決定するまでは本事業に関する補助金交付債務を負うものではありません。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

## 3. 事業中及び事業完了後の留意事項

### 3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した土木施工管理技士等の証明書の提出を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

### 3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

### 3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、原則3年間（3年間で事前放流を実施しなかった場合等、特別な事情のある場合は、個別に定めるまでの期間）、補助を受けた放流施設等による事前放流量等に係る報告を求めるとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

### 3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力

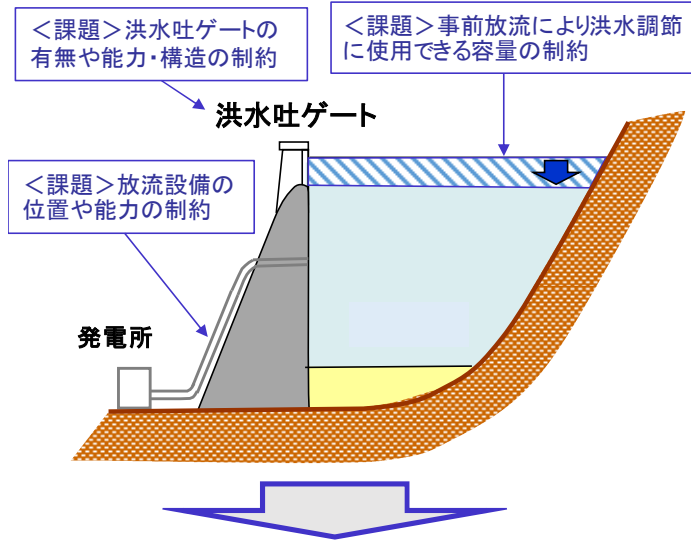
本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

### 3. 5 情報の取り扱い等

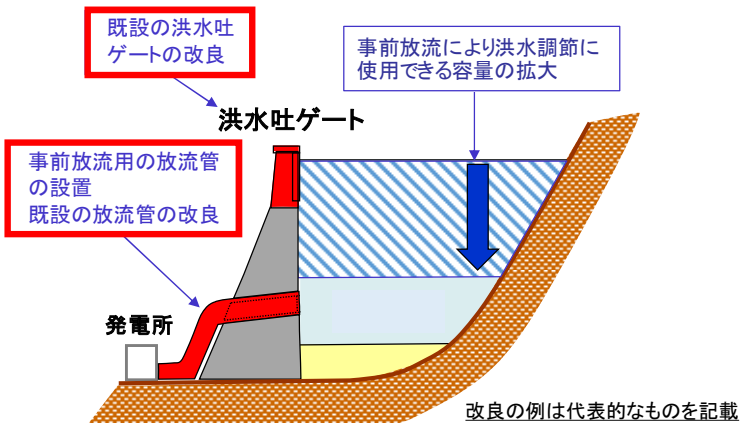
利水ダム治水機能施設整備について広く一般に紹介するため、国土交通省のウェブサイト、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



## 【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

## 【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

## 【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

## 【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

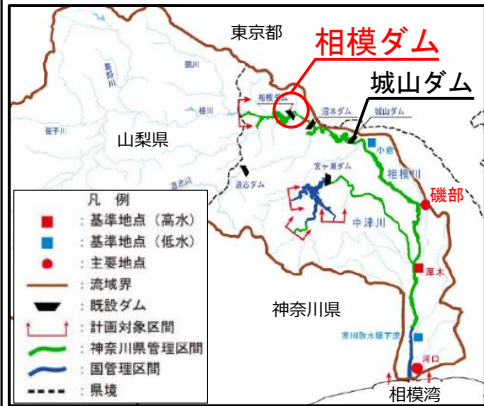
## 【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります

- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 相模川水系相模川に設置された相模ダム（神奈川県企業庁管理）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

### 事業内容



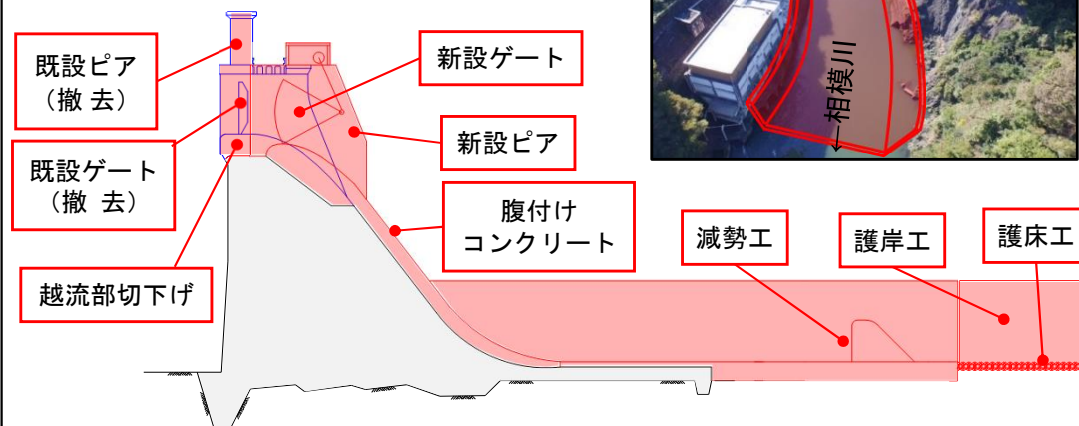
### ダム諸元

ダム名	相模ダム
河川名	(一級)相模川水系相模川
目的	水道用水、工業用水、発電
形式	重力式コンクリート
堤高	58.4m
竣工	1947年(昭和22年)
管理者	神奈川県企業庁



### 事業内容

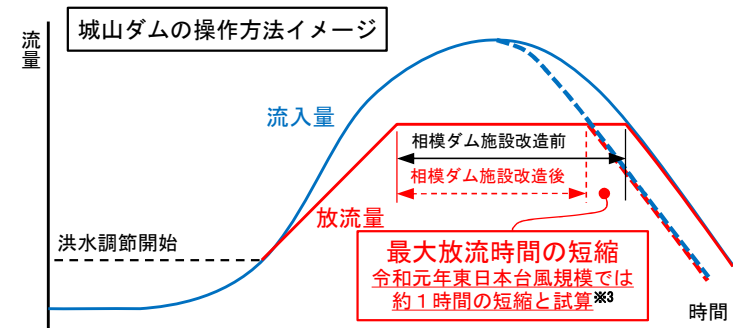
老朽化した既存設備の改造のうち、事前放流の強化に係る放流設備の改造等



### 効果

	施設改造前	施設改造後
放流設備		
放流能力 (常時満水位)	3,240 m <sup>3</sup> /s	4,000 m <sup>3</sup> /s ※1 (+760 m <sup>3</sup> /s)
事前放流(72h)による洪水調節可能容量	2,799 万m <sup>3</sup>	3,103 万m <sup>3</sup> ※1 (+304 万m <sup>3</sup> )

相模ダムにおける事前放流の強化により新たに生み出される洪水調節可能容量を活用することで、下流に位置する城山ダムにおける**最大放流量の継続時間を短縮し下流リスクを低減**※2。



※1 現在執行中の実施設計により変更となる可能性あり。

※2 城山ダムでは、令和元年東日本台風により異常洪水時防災操作へ移行したことを機に同規模の洪水に対して特例操作を行うことで緊急放流を回避するよう、ダム操作方法を見直し済み。

※3 他の洪水及び今後予定している操作規程の改訂内容においては効果が異なる可能性あり。

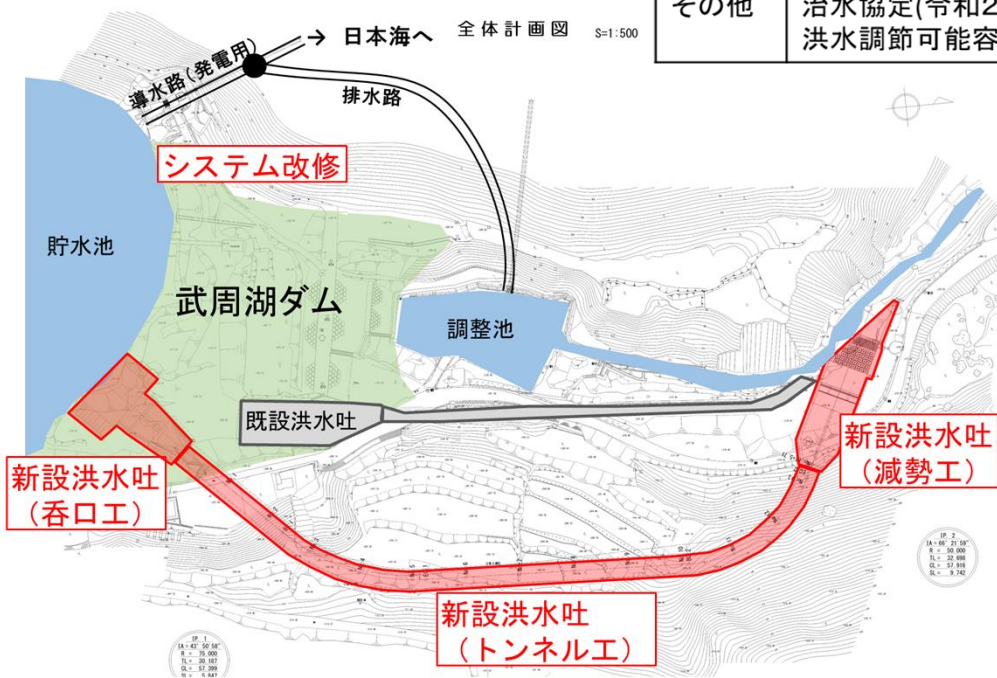
- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 大味川水系大味川に設置された武周湖ダム（北陸電力株式会社）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容



ダム諸元

ダム名	武周湖ダム
河川名	(二級)大味川水系大味川
目的	発電
型式	アース式
堤高	20.3m
竣工	1920年(大正9年)
管理者	北陸電力
その他	治水協定(令和2年度)締結 洪水調節可能容量0m <sup>3</sup>



効果

計画規模洪水(1/30)が発生した場合に想定される浸水被害を軽減することが可能。

